

様式第8号 (第14条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 (1) 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置(変更)届出書
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生じる設備・放電加工機

(2) 年 月 日					
奈良県広域消防組合					
(3) 消防署長 様					
届出者(4)					
住所					
(電話)					
氏名					
防火 対象物	所在地	(5) 電話			
	名称	(6)	主要用途	(7)	
設置 場所	用途	(8)	床面積 m ² (9)	消防用設備等又は 特殊消防用設備等 (12)	
	構造	(10)	階層 (11)		
届 出 備	設備の種類	(13)			
	着工(予定)年月日	(14)	竣工(予定)年月日	(15)	
	設備の概要	(16)			
	使用する 燃料・熱源 ・加工液	種	類	使	用
		(17)		(18)	
安全装置	(19)				
取扱責任者の職氏名	(20)				
工事施工者 (21)	住所	電話			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 - 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

【記入要領】

項目	記入要領
(1) 届出設備	届出する設備を○で囲みます。
(2) 年月日	消防署に届出する年月日を記入します。
(3) 宛名	防火対象物を所轄する消防署長宛とします。
(4) 届出者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を設置（変更）しようとする者の住所、氏名および電話番号を記入します。 ・法人の場合は、法人の所在地、名称、電話番号および法人を代表する者の役職、氏名を記入します。 ・個人の場合は、その者の住所または居所を記入します。
(5) 所在地	防火対象物の所在地および電話番号を記入します。
(6) 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の名称を記入します。 ・管理権原者ⁱが防火対象物の一部を占有等している場合は、防火対象物の名称を記入し、かつ書きまで当該占有等している部分の名称および階数を併せて記入します。
(7) 主要用途	<p>消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途のうち、建物全体の用途に該当するものを記入します。</p> <p>詳細は、参考事項の「令別表第 1 に掲げる防火対象物の定義」を参照してください。</p>
(8) 用途	<p>消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途のうち、当該設備を設置する部分の用途に該当するものを記入します。</p> <p>詳細は、参考事項の「令別表第 1 に掲げる防火対象物の定義」を参照してください。</p> <p>屋上または屋外に設置する場合は、その旨を記入します。</p>
(9) 床面積	当該設備の設置場所の床面積を記入します。
(10) 構造	当該設備の設置場所の床、壁、天井の構造を記入します。
(11) 階層	当該設備を設置する階を記入します。
(12) 消防用設備等又は特殊消防用設備等	当該設備に対して設置している消防用設備を記入します。
(13) 設備の種類	<p>設備の種類を記入します。</p> <p>①炉、②厨房設備、③温風暖房機、④ボイラー、⑤給湯湯沸設備、⑥乾燥設備、⑦サウナ設備、⑧ヒートポンプ冷暖房機、⑨火花を生じる設備、⑩放電加工機</p>
(14) 着工（予定）年月日	当該設備の工事に着手する予定の日を記入します。
(15) 竣工（予定）年月日	当該設備の工事が完了する予定の日を記入します。
(16) 設備の概要	<p>設備の概要を記入します。</p> <p>なお、欄内に書き込めない場合は別紙を添付します。</p>
(17) 使用する燃料・熱源・加工液の種類	使用する燃料・熱源・加工液の種類を記入する
(18) 使用する燃料・熱源・加工液の使用量	使用する燃料・熱源・加工液の使用量を記入します。
(19) 安全装置	安全装置の種類を記入します。
(20) 取扱責任者の職氏名	取扱責任者の職と氏名を記入します。
(21) 工事施工者	<p>工事等の施工した者の住所、氏名および電話番号を記入します。</p> <p>※ 法人の場合は、法人名を記入し、担当者を記入します。</p>

ⁱ 管理権原者とは、防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約または慣習上当然行うべき者をいいます。